

低炭素電気の普及の促進に関する指針（案）

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 146 条の 6 の規定により、低炭素電気の普及の促進に関する指針を次のとおり定め、平成 年 月 日から施行する。

1 総則

(1) 目的

この指針は、条例第 146 条の 6 に基づき、低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項等を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）の作成及びその実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、横浜市に供給される電気の低炭素化と市内で電気を使用する市民及び事業者による低炭素電気の選択を促進することを目的とする。

(2) 用語

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び条例施行規則（平成 15 年横浜市規則第 17 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

F I T 電気とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により特定供給者（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）附則（平成 28 年 6 月 3 日法律第 59 号）第 4 条第 1 項に規定する旧特定供給者をいう。）から調達した同法第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー電気（当該再生可能エネルギー電気について同法第 28 条第 1 項の交付金を受けている場合に限る。）をいう。

国内認証排出削減量等とは、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量に関する省令（平成 18 年 3 月 29 日経済産業省令・環境省令第 3 号。）第 2 条第 4 項の規定に基づき経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号。）第 20 条の 2 の規定に基づき経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数の算出及び公表に用いることができる温室効果ガスの削減量をいう。

2 特定電気供給事業者であることの確認

小売電気事業者は、市内に電気を供給しているか否かの確認を行うこと。なお、「市内に電気を供給している」とは、市内に位置する事業所等に係る電気の販売契約を、当該事業所等を設置又は管理する事業者との間に締結していることをいう。また、特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則第 90 条の 7 に規定する事項を特定電気供給事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。

3 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の作成

特定電気供給事業者は、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの量及び低炭素電気の普及の促進に係る措置等の下記に掲げる事項を記載した低炭素電気普及促進計画書兼報告書（以下「計画書兼報告書」という。）を市長が別に規定する低炭素電気普及促進計画書兼報告書作成マニュアルに基づき作成し、毎年度 8 月末日までに、低炭素電気普及促進計画書兼報告書提出書を添えて市長に提出すること。また、提出した計画書兼報告書の内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出すること。

電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの量とは、特定電気供給事業者が調達し供給する電気の発電に伴い排出される二酸化炭素の量のことをいう。

(1) 特定電気供給事業者の概要

事業者の名称及び代表者の氏名、主たる事業所の所在地、事業の概要等を記載する。

(2) 対象年度

計画書兼報告書を提出する年度（以下「提出年度」という。）を記載する。

(3) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針

電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る基本的な考え方を記載する。

(4) 推進体制

低炭素電気普及促進計画を推進する体制を記載する。

(5) 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の公表方法

計画書兼報告書の公表の実施の有無と公表する場合、その公表方法を記載する。

(6) 電源構成の公開状況

調達した電気の電源構成の公表の実施の有無と公表する場合、その公表方法を記載する。

(7) 電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置

市内の電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置について前年度における取組実績及び提出年度の取組計画等を記載する。

(8) 電気の供給に伴い排出される 1 kWh 当たりの二酸化炭素の量及び抑制計画

提出年度における基礎排出係数及び調整後排出係数の計画値、長期の目標値並びに排出係数の抑制措置のための取組等を記載する。また、提出年度の前年度及び前々年度の基礎排出係数と、調整後排出係数の実績値並びに前々年度に対する前年度の排出係数の増減理由等を記載する。

なお、基礎排出係数及び調整後排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づく、電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出並びに公表において用いられる値とすること。

(9) 電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量

提出年度における全国及び市内への電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量の計画値並びに提出年度の前年度及び前々年度の全国及び市内への電気の供給に伴い排出された二酸化炭素の量の実績値等を記載する。

(10) 電気の調達実績

提出年度の前年度及び前々年度の電気の調達実績並びに提出年度の前年度及び前々年度の条例 146 条の 2 及び規則第 90 条の 2 第 2 項に規定する再生可能エネルギーを利用した電気の量について、FIT 電気の調達量とそれを除いた再生可能エネルギーを利用した電気の調達量及び未利用エネルギーを利用した電気の調達量等を記載する。

(11) 調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等の使用実績

特定電気供給事業者が調達し、使用した調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等を記載する。

(12) 再生可能エネルギー・未利用エネルギーを利用した電気の調達及び国内認証排出削減量等の使用の促進に係る取組の実施状況及び計画

再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した電気の調達及び国内認証排出削減量等の使用の促

進についての取組実績及び取組計画を記載する。

(13) その他の低炭素電気の普及の促進に係る措置

その他の低炭素電気の普及の促進に寄与する取組等を記載する。

4 公表

(1) 特定電気供給事業者による公表事項

規則第90条の6第4項に規定する特定電気供給事業者が公表するよう努めなければならない事項は、計画書兼報告書の内容とする。

(2) 市長による公表事項

規則第90条の6第5項に規定する特定電気供給事業者から提出された低炭素電気普及促進計画等について市長が公表する事項は、計画書兼報告書の内容とする。